「

斐伊川	左岸	島根県出雲市地内	務局中国地方整備
神戸川	右岸	島根県出雲市地内	所出雲河川事務
	左岸	島根県出雲市地内	台松江地方気象
	右岸	島根県出雲市地内	台松江地方気象
海			
志馬木、古分大津、上難波島伊木			

」に改める。

○環境省告示第六十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の三第一項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公表する。

平成二十五年六月十一日

環境大臣　石原　伸晃

廃棄物処理施設整備計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第５条の３第１項に規定する廃棄物処理施設整備計画を、平成25年度から平成29年度までを計画期間として次のとおり定める。

これまで我が国では、昭和38年度から平成14年度まで、廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和47年法律第95号）等に基づき、廃棄物処理施設の計画的な整備が図られてきた。その結果、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与してきたところである。

また、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）の制定と併せて、循環型社会の形成に向けた取組を推進していくため、数次にわたる廃棄物処理法の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われる中で、廃棄物処理施設の整備の目的は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提としつつ、循環型社会の形成を推進することに転換が図られてきた。

このような状況の中、平成15年及び平成20年に廃棄物処理法第５条の３に基づき策定された廃棄物処理施設整備計画（以下「整備計画」という。）においては、循環型社会の形成に向け計画期間中に廃棄物処理施設整備事業及び関連する施策により実現を図るべき重点目標と、当該目標の達成のために実施すべき廃棄物処理施設整備事業の概要を明らかにして、廃棄物処理施設の重点的、効果的かつ効率的な整備を進めてきたところである。

当該計画に定められた重点目標について、平成19年度から平成22年度までの推移を見ると、ごみ総排出量は5,082万トンから4,536万トンへ、ごみ減量処理率は97.5%から98.5%へ、一般廃棄物最終処分場の残余年数は15.7年から19.3年へと着実に向上しており、目標は概ね達成できる見込みである。しかしながら、一般廃棄物の最終処分場の残余容量は、１億2,202万立方メートルから１億1,446万立方メートルへと減少しており、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることから、引き続き、廃棄物の排出抑制、減量化等を推進する必要がある。

一方、ごみのリサイクル率は約20%で横ばいであり、ごみ焼却施設の総発電能力は1,604メガワットから1,740メガワットへの向上にとどまっており、目標の達成はかなり困難な状況にある。引き続き、廃棄物の再生利用等を推進する必要がある。

汚水処理人口普及率は83.7%から87.6%へと向上したものの、浄化槽処理人口普及率については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいないことなどにより、約９%と横ばいで推移するにとどまっており、目標の達成はかなり困難な状況にある。このため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、合併処理浄化槽の普及の更なる推進が必要である。

また、循環型社会の実現に向けた３R（排出抑制、再使用及び再生利用）の推進、とりわけ、各種リサイクル法に基づく取組や産業界の取組により、産業廃棄物の最終処分量は2,014万トンから1,426万トンへと減少した。さらに、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、公共関与による廃棄物処理施設整備が進められており、平成24年度までに廃棄物処理法第15条の５に基づく廃棄物処理センターが18法人指定され、うち14法人の処理施設が稼働するなど、産業廃棄物処理において公共施設が一定の役割を果たしている。さらに、ポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）廃棄物については、全国５箇所の拠点的広域処理施設において処理する体制が整備されてきたところであるが、ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を引き続き推進していくため、処分の期限を平成39年３月まで延長している。

さらに、低炭素社会の取組への貢献の観点からも３Ｒの取組を進めることが重要となっており、平成22年に改正された、廃棄物処理法第５条の２に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法基本方針」という。）においても、循環型社会への転換については、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めていく必要があるとされている。

加えて、平成23年の東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことの重要性が改めて浮き彫りとなっており、今後の廃棄物処理施設の整備に当たっては、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境等の変化を踏まえる必要がある。

こうした現状を踏まえ、平成22年に改正された廃棄物処理法基本方針に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るため、新たな整備計画を定めるものである。

１．基本的理念

⑴　３Ｒの推進

循環型社会の形成の推進のため、できる限り廃棄物の排出を抑制することを最優先に進めるとともに、廃棄物となったものについては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを前提として、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（以下「適正な循環的利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。廃棄物処理施設は、３Ｒの推進と併せて計画的に整備する必要がある。

⑵　強靱な一般廃棄物処理システムの確保

市町村の厳しい財政状況等により、老朽化した廃棄物処理施設が増加し、一般廃棄物処理システムがぜい弱化している地域がある。一方で、大規模災害等に備え、広域圏で処理体制を築いておく必要があり、その前提として災害時等における処理体制の代替性及び多重性の確保の観点から、各施設が備えている能力を最大限発揮できるよう常時施設を整備しておく必要がある。

そのため、老朽化した廃棄物処理施設の更新・改良を適切な時機に行い、一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要がある。

また、廃棄物処理施設の整備に当たっては、地域住民等の理解及び協力が不可欠であることから、国は、東日本大震災への対応の経験も踏まえ、廃棄物処理施設の安全性に関する情報提供及び必要な技術水準の確保に努めつつ、市町村による廃棄物処理施設整備の取組を支援する。

⑶　地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

広域的かつ総合的に廃棄物処理施設の整備等を推進するために平成17年度に創設された循環型社会形成推進交付金制度により、市町村等の自主性及び創意工夫を活かしながら、国と地方が構想段階から協働して循環型社会の形成を推進する。